

# 情報掲示板

時＝日時  
 場＝場所  
 対＝対象  
 定＝定員  
 費＝費用  
 必＝必要なもの  
 申＝申込方法  
 問＝問合せ先

# 申請・手続き

- 8月1日は、固定資産税第2期の納期限です。
- 納期限を過ぎると、延滞金が掛かることがありますのでご注意ください。
- 市税の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。
- 課税内容/土地家屋…区固定資産税課(☎592-3164)、償却資産…市資産税課(☎213-5214)、納付相談/土地家屋…区納税課(☎592-3310)、償却資産…市納税推進課(☎213-5468)、口座振替…市納税推進課(☎213-5466)

## ■住宅改修に係る固定資産税の減額制度について

昭和57年1月1日以前に建築された住宅について、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事（改修にかかる費用が30万円以上のもの）を行った場合、床面積120㎡までの部分の固定資産税額が一定期間、2分の1に減額されます。減額を受けるには、改善工事が完了した日から3箇月以内に必要書類とともに申告が必要となりますので、改修工事をされた方は、区固定資産税課までご相談ください。☎区固定資産税課家屋担当(☎592-3165)

## ■福祉医療費受給者証（子ども医療を除く）の更新を行います

●前年の所得などをもとに8月からの受給資格の判定を行い、受給資格のある方には7月末に新しい受給者証を、資格喪失の方には資格喪失通知書を送付します(判定に所得証明などの書類の提出が必要な場合があります。母子家庭等医療については現況届の提出が必要です)。

●更新の際に所得超過などにより資格喪失となった方でも、所得の修正や世帯構成に変更があった場合、対象となることがありますので、再度申請をしてください。

●前年の所得により判定を行うため、前回、資格喪失となった方でも対象となることがありますので、その場合は8月に申請してください(重度障害老人健康管理費は、7月中に申請してください)。

☎母子家庭等医療・重度心身障害

者医療・老人医療/区福祉介護課福祉担当(☎592-3218)、重度障害老人健康管理費/区保険年金課(☎592-3109)

## ■平成23年度介護保険料確定通知書をお送りします

平成23年度の市民税が決定されましたので、平成23年度介護保険料の確定通知書を7月下旬までにお送りします。

●通知書の送付対象者は、京都市介護保険事業の第1号被保険者(65歳以上)の方です。

●市内在住で、年額18万円以上の老齢・退職・障害・遺族年金を受給しておられる方は、年金からの引き落とし(特別徴収)になります(年度途中で65歳になられた方、市内に転入された方などを除く)。

●年金からの引き落とし以外の方は、通知書につづられている納付書でお納めください(既に口座振替をご利用されている方は、通知書のみで納付書は添付されていません)。

なお、便利な口座振替もできます。ご希望の方は、預貯金口座をお持ちの金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)にお申し込みください。☎区福祉介護課介護保険担当(☎592-3290)

## ■新しい高齢受給者証をお送りします

京都市国民健康保険に加入されている70～74歳の方(昭和11年8月2日～昭和16年7月1日生まれ)がお持ちの高齢受給者証は、7月31日で有効期限が切れますので、7月中に新しい受給者証をお送りします。古い受給者証は、区保険年金課までお返しいただくか、細かく刻んで処分してください。☎区保険年金課資格担当(☎592-3105)

## ■高齢受給者証の負担割合が3割の方へ

負担割合が3割の方のうち、世帯の収入が次の1または2に当てはまる方は、申請により負担割合が1割となります。申請が認定された場合、申請月の翌月から適用されます。

- 70～74歳の国保加入者が1人(本人のみ)の場合は収入が383万円未満(国保加入者が2人以上の場合は収入の合計額が520万円未満)
- 次の両方に当てはまる場合
  - ・70～74歳の国保加入者が1人(本人のみ)で、かつ国保から後期高齢者医療に移った方がいる
  - ・本人の収入と国保から後期高齢者医療に移った方の収入の合計が520万円未満 ☎区保険年金課資格担当(☎592-3105)

## ■後期高齢者医療保険料のお知らせ

今月中旬に後期高齢者医療保険料のお知らせをお送りします。

平成23年度の保険料額が決定しましたので、保険料のお知らせを7月中旬にお送りします。

ア 4月から特別徴収(年金からの引き落とし)されている方

平成23年度の保険料額と、平成23年10、12月及び平成24年2月に特別徴収する保険料額をお知らせします。

イ ア以外の方(7月以降に保険料を納付いただく方)

平成23年度の保険料額と7月以降の納付方法をお知らせします。

●7月～平成24年3月が普通徴収(納付書による金融機関での納付または口座振替)

●7～9月は普通徴収、10月以降は特別徴収。

●4月、6月、8月は特別徴収、10月以降普通徴収。

☎区保険年金課資格担当(☎592-3105)

## ■国民年金の障害基礎年金の所得状況届などは7月末までに提出してください

障害基礎年金(年金コード2650または6350)を受給されている方は、7月末までに所得状況届を提出してください(本年1月2日以降に京都市以外から転入された方は、前住所地の所得証明書が必要です)。所得状況届等の提出がないと、年金の支払いが差し止められる場合がありますのでご注意ください。

☎区保険年金課保険給付・年金担当(☎592-3109)

## ■不妊に悩む方への特定治療支援事業について

特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)費助成金を初年度に限り3回まで、次年度以降は年2回まで助成します。期間は、通算5年までとします(通算10回を超えない)。助成金は1回につき15万円まで支給されます。☎①市内在住で婚姻届を提出されている夫婦 ②特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがない、または極めて少ないと診断された方 ③指定医療機関において特定不妊治療を受けた方 ④夫及び妻の前年の所得(1月から5月までの申請については前々年の所得)の合計額が730万円未満の方 ☎☎区健康づくり推進課へ来所(☎592-3479)

## 相談

### ■無料法律相談

時 毎週水曜日。13:30～15:30。場 区第2会議室。定15名。☎当日8:30から整理券配布。先着順。☎区まちづくり推進課(☎592-3088)

### ■無料行政相談

時 8月11日(木)13:30～16:00。場 区第2会議室。☎区まちづくり推

進課(☎592-3088)

## ■行政書士の市民困りごと相談会

時 8月16日(火)14:00～16:00。費 無料。場 区第2会議室。☎京都市府行政書士会第6支部事務局(☎583-3230)

## イベント・講座

### ■山科図書館(☎581-0503)

※開館時間：10:00～19:30(土日・祝は～17:00)。休館日：火曜日(祝日の場合翌平日)と第2・4水曜日。

お楽しみ会

時 7月23日(土)11:00～。

・絵本の読み聞かせと工作

よんでよんで赤ちゃんの会

時 8月1日(月)11:00～。

・赤ちゃん絵本の読み聞かせ

テーマ図書展示と貸し出し

8月 一般書「平和」

えほん「へいわ」

絵の展示(幼児コーナー)

8、9月は東山幼稚園児の作品。

■移動図書館「こじか号」巡回(☎801-4196)

7月25日(月)

10:00～10:50 場 西野山分譲集会所前

11:10～11:40 場 山階南小

13:00～13:40 場 陵ヶ岡小

7月27日(水)

10:00～10:40 場 大塚小

11:00～11:40 場 大宅小

## 募集

### ■ふれあいファミリー食セミナーのお知らせ「わんぱくクッキング」

食材学習とクッキングをした後、試食します(保護者：クッキング補助)。

時 7月29日(金)、8月26日(金)。

10:00～12:00。両日とも場 区栄養室。

☎区内在住の5～6歳児(就学前)とその保護者。定10組20名。

費 1組1,000円。☎エプロン・三角巾・上履きと箸(子どものみ)。

☎7月20日(水)から電話。先着順。

☎区健康づくり推進課成人保健・医療(☎592-3477)

### ■山科青少年活動センター(☎593-4911、FAX593-4916)

「やませいへいこ」参加者募集

①「冷やしろどん作り」

時 7月30日(土)14:00～17:00。費 100円。

②「怖～いDVD観よう♪」

時 8月6日(土)14:00～16:00。費 無料。

①・②とも場 当センター。☎市内在住または通学・通勤している中学生～30歳の青少年。☎電話・FAXか来館(竹鼻四丁野町42)。「やませいまつり」ボランティアスタッフ募集(11月6日開催)

時 8月に第1回ミーティング、以降

# 山科区フラワーロード推進事業

## ～陵ヶ岡学区を花で美しく～

5月25日、陵ヶ岡学区の地域の皆様が、三条通御陵駅周辺の植樹ますに、マツバギクの花を植栽されました。この植栽は、地域の皆様が潤いのある美しい町並みにするために実施したもので、花の



水やりや手入れを通し、地域の絆がより一層深まることにもつながります。皆様の地域も、色とりどりの花で彩られた美しい町並みにしてみませんか。

## 花を植える団体に肥料の助成を行います

花苗や種の植え付けを行う団体に肥料(年額3,000円以内)を助成します。

●対象 / 公共用地や多くの方が鑑賞できる所に花苗、種の植え付けを行う5名以上の団体

●定員 / 10団体

●申込方法 / 7月20日(水)から、先着順。申請書※に、記入のうえ、郵送(〒607-8511(住所不要))

まちづくり推進課、持参。☎申請書は区まちづくり推進課で配布、区ホームページに掲載。

●問合せ先 / 区まちづくり推進課(☎592-3088)

## お腹の回りが気になり始めたあなたに・・・

# 「学ぼう！あなたの健康再発見」

年齢とともにお腹の回りが気になる・・・男女を問わずお悩みの方は多いのではないでしょうか。健康に関する講話と運動実技で、肥満予防・肥満解消のコツをつかみましょう。

## ●日時・内容

	日程	時間	場所	内容
1回目	7月20日(水)	午前10時～正午まで	区2階大会議室	健康づくりに関する講話
2回目	7月25日(月)	午後1時30分～3時30分まで		栄養講話 運動講話・ミニ運動実技
3回目	8月12日(金)	午後1時30分～3時30分まで		運動実技

●対象者 / 山科区在住で、健康づくりに興味のある方、運動制限のない方(※できるだけ3回参加できる方)

●定員 / 20名

●費用 / 無料

●申込方法 / 7月19日(火)までに電話で申し込みください。(定員になり次第締め切り)

●問合せ先 / 健康づくり推進課成人保健・医療担当(☎592-3477)

## （☎501-0242）

元気もりもり講座『転ばぬ先の脚作り(ひざ痛・転倒予防大作戦)』時 7月29日(金)13:30～15:00。場 当センター集会所。☎市内在住の60歳以上の方。定50名。費 無料。☎7月21日(木)まで。本人が直接来所。申込多数の場合は抽選。

## ■献血

大塚学区

時 8月10日(水)10:00～11:30と12:30～16:00。場 大塚自治会館。

☎区健康づくり推進課管理担当(☎592-3474)

## ■山科中央老人福祉センター

# 京都市市民憲章推進者表彰

「市民力」「地域力」で切り拓こう

未来の京都 ～いつまでも「京都に住んでいて良かったね。」と言えるまちを目指して～

6月2日、京都会馆で、平成23年京都市市民憲章推進者表彰式典が行われました。

市民憲章(昭和31年5月3日制定)を率先して実行され、毎年の推進テーマと実践目標に基づいて推進活動を行い、特に市民の規範と認められる方々を、毎年表彰しています。今回、山科区からは個人8名、5団体が門川市長から表彰を受けられました。

## 個人

●福祉活動

松尾 治男さん(勤修学区)

●美化活動

辻野 由美子さん(鏡山学区)

鯉島 昇さん(大宅学区)

堀尾 進さん(大宅学区)

●スポーツ活動

丹羽 昌明さん(百々学区)



●交通安全活動

北口 昭彦さん(西野学区)

●安心・安全なまちづくり活動

粟津 孝一さん(音羽学区)

●自治活動

天尾 益子さん(大塚学区)

●青少年健全育成活動

鏡山子供会育成連絡協議会(鏡山学区)

●美化活動

安朱西部自治会(安朱学区)

安朱南部自治会(安朱学区)

安朱クリーンクラブ(安朱学区)

●環境保全活動

小野学区地域女性会(小野学区)

(順不同)

●問合せ先 / 区まちづくり推進課(☎592-3088)

## 第12回 山科こころのふれあい夏まつり

障害の有無にかかわらず、すべての区民の皆様がいきいきと安心して暮らせるためには、お互いに支えあうことが何よりも大切です。山科こころのふれあい夏まつりは、「こころ」の病への正しい理解と、暖かい交流を深めることを目的にした楽しいイベントです。地域の関連施設で作られた製品の販売も行います。皆様お誘い合わせのうえ、ぜひお越しください。

●日時 / 8月3日(水)午後1時30分～4時

●場所 / 京都市生涯学習総合センター山科(アスニー山科)ラクト山科C棟2階

●費用 / 無料

●問合せ先 / 健康づくり推進課母子・精神保健担当(☎592-3479)

## 地域防災最新情報

## 「放火されない環境づくり」

平成22年中の火災件数は、区内で12件発生し、火災原因では、上位を占める放火(疑いを含む)が3件でした。放火を防止するには、皆様一人一人はもちろんのこと、地域ぐるみで放火されない環境づくりがいかに大切かだと思います。そこで、次の放火防止五箇条を実践し、心掛けるようにしてください。

- ①家の周りには、燃えやすい物を置かないようにしましょう。
- ②夜間、建物の周囲や駐車場は、照明を点灯して明るくしましょう。
- ③空き家、物置にはカギをかけましょう。
- ④車やバイクなどのボディカバーは、燃えにくいものを使いましょう。
- ⑤地域ぐるみで放火防止に取り組みましょう。

住宅用火災警報器は6月1日から義務設置となっています。

●問合せ先 / 山科消防署(☎592-9755)

## 平成23年 夏の交通事故防止市民運動を実施します

7月21日(水)～8月20日(土)

スローガン 古都の夏 お先にどうぞと 待つゆとり

運動重点 子どもと高齢者の交通事故防止 自転車の安全な利用の促進 飲酒運転の根絶

「京都こころのふれあい」  
京都市生涯学習総合センター  
〒601-3706 千代田5-9-9  
電話 075-592-3477  
FAX 075-592-3479  
Eメール kcc@kcc.kyoto-city.go.jp  
ホームページ http://www.kcc.kyoto-city.go.jp  
お問い合わせ先 ☎075-592-3479  
〒601-3706 千代田5-9-9  
電話 075-592-3477  
FAX 075-592-3479  
Eメール kcc@kcc.kyoto-city.go.jp  
ホームページ http://www.kcc.kyoto-city.go.jp